

今月の市からのお知らせ



福祉



暮らし



催し・講座



スポーツ



募集



相談



とまチョップポイント対象事業

掲載内容が変更になる場合があります

福祉

障がい者とともに学ぶパソコンボランティア体験講習会

日●視覚障がい者コース＝毎月第1・第3水曜日 18時～20時 ●肢体障がい者コース＝毎月第2・第4土曜日 10時～12時 ●学習支援スキル体験＝毎月第2・第4土曜日 13時～15時

所福祉ふれあいセンター

対高校生以上でパソコンの基本操作ができる方

定3人程度 申し込み順

申電話またはEメールで 障がい者パソコンボランティア友の会 高橋氏 TEL090(3397)1450 FAXtoru.t.pasobora@gmail.com

担当課生涯学習課

生活者支援給付金室からのお知らせ

①令和6年度新たに住民税非課税等となった世帯への物価高騰支援金

国からの交付金を活用し、対象となる世帯に対し10万円を給付します。対象となる世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、1児童当たり5万円が加算されます
対基準日(令和6年6月3日)時点で本市に住民登録があり、令和6年度住民税所得割課税者(定額減税前の税額で判定)がない世帯 ※基準日以降に住民票変更の届けが出されても世帯認定は変更されません。ただし、住民票を異動できないDV被害者や子連れ離婚された方は、他の要件を満たしていれば給付対象となる可能性がありますので、ご連絡ください

対象外 ●令和5年度の物価高騰支援金7万円または10万円を受領した世帯 ●課税者の税扶養対象となっている方のみの世帯(単身赴任など) ●令和6年1月1日時点で日本に居住していなかった方のいる世帯

②定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)

令和6年度税制改正に伴う所得税および個人住民税所得割の定額減税におい

て、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金を支給します。※所得税額については、令和5年分の所得などを基にした推計額で調整給付金を算定します

対令和6年分推計所得税と令和6年度個人住民税所得割の少なくとも一方が課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

申詳①②とも7月中に対象者へ発送予定の確認書に必要事項を記入の上、原則郵送で 生活者支援給付金室 TEL(32)6266

身体障がい者文化教室

日8月～令和7年3月まで(計7回予定)

所福祉ふれあいセンター

対身体に障がいのある方

因陶芸教室

定6人程度 申し込み順

申電話で 苫小牧身体障がい者福祉連合会 辻田氏 TEL(34)0723

担当課生涯学習課

広告